

政令第百九十五号

確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令

内閣は、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第三条第一項、第九条第一項ただし書及び附則第三条第一項第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。
目次中「第二条」を「第一条の二」に改める。
第二章第二条の前に次の一条を加える。

（企業型年金を実施しようとする場合において同意を得るべき者）

第一条の二 法第三条第一項の政令で定める者は、当該厚生年金適用事業所において実施されている企業年金制度（法第四条第一項第二号に規定する企業年金制度をいう。以下この条及び第九条の二において同じ。）又は退職手当制度であつて法第五十四条第一項の規定により資産管理機関が当該企業年金制度又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けることとなるものが適用されている者（六十歳に達した日の前日が属する月以前において当該企業年金制度又は退職手当制度が適用されている期間がある者に限る。）とする。

（企業型年金加入者となる者）

第九条の二 法第九条第一項ただし書の政令で定める者は、当該実施事業所において実施され、又は実施された企業年金制度又は退職手当制度であつて法第五十四条第一項の規定により資産管理機関が当該企業年金制度又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けたものが適用されていた者（六十歳に達した日の前日が属する月以前において当該企業年金制度又は退職手当制度が適用されていた期間がある者に限り、六十歳に達した日の前日において当該企業型年金の企業型年金加入者であつた者を除く。）とする。

第六十条第二項中「五十万円」の下に（同項に規定する継続個人型年金運用指図者にあつては、二十五万円）を加える。

附則

この政令は、国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十三号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年一月一日）から施行する。

非訟事件手続法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十四年七月十九日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第百九十六号

非訟事件手続法の施行期日を定める政令

内閣は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

非訟事件手続法の施行期日は、平成二十五年一月一日とする。

法務大臣 滝 実
内閣総理大臣 野田 佳彦

非訟事件手続法等の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十四年七月十九日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第百九十七号

非訟事件手続法等の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）、家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）及び非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第五十三号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（健康保険法施行令の一部改正）

第一条 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。
第五十九条の十五を削る。

第五十九条の十六第二項中「前三条」を「前二条」に、「第五十九条の十四」を「前条」に改め、同条を第五十九条の十五とする。

（農業用動産抵当権実行令の一部改正）

第二条 農業用動産抵当権実行令（昭和八年勅令第三百九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「非訟事件手続法」を「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）」に改め、同条第二項を削る。

（予算決算及び会計令の一部改正）

第三条 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第十一号中「家事審判法（昭和二十二年法律第五十二号）」を「家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）」に改める。

（予算決算及び会計令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 前条の規定による改正後の予算決算及び会計令第五十一条第十一号の規定の適用については、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第三条の規定による廃止前の家事審判法（昭和二十二年法律第五十二号、第二十一条において「旧家事審判法」という。）に基づいて調査の囑託を受け又は報告を求められた者（整備法第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を家事事件手続法に基づいて調査の囑託を受け又は報告を求められた者とみなす。

（医療法施行令の一部改正）

第五条 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五十五条の六の表第八百七十条の項を次のように改める。

第八百七十条第一項		この法律の規定（第一編第九章第二節を除く。）	医療法第五十四条の七において準用するこの法律の規定
	第七百三十二条		医療法第五十四条の七において準用する第七百三十二条
	第七百四十条第一項		医療法第五十四条の七において準用する第七百四十条第一項
	第七百四十一条第一項		医療法第五十四条の七において準用する第七百四十一条第一項